

告 示

埼玉県告示第五百二十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十九年四月二十日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

星野工業株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県蓮田市上平野百七番地二

ハ 代表者の氏名

星野 正男

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般・特―二十八）第一五二二三号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの

ロ 停止を命ずる期間

平成二十九年四月二十七日から同年六月二十五日までの六十日間

四 処分の原因となった事実

星野工業株式会社の社員は、平成二十八年七月二十日及び平成二十九年一月二十三日に蓮田市が実施した指名競争入札に関し、自社に落札させようと企て、同市職員と共謀し、偽計を用いて入札の公正を妨害する行為を行った。

これにより、平成二十九年三月七日、さいたま簡易裁判所から公契約関係競売入札妨害罪（刑法九十六条の六第一項）による罰金刑の略式命令を受け、平成二十九年三月二十二日にその刑が確定している。

このことは、法第二十八条第一項第二号に該当する。